

喫煙制限区域外における路上喫煙及びばい捨てに関する実態調査の結果等について

1 路上喫煙及びばい捨てに関する実態調査について

(1) 調査目的

令和2年4月の健康増進法改正により屋内喫煙が原則として禁止され、屋外での喫煙マナーに関する苦情が多く寄せられていることなどを踏まえ、喫煙対策の検討に向けた実態把握を行う。

(2) 調査時期

令和4年6～7月

(3) 実施場所

美化推進区域・喫煙制限区域の区域外にある乗降者数の多い駅や交通結節点等の11か所（JR横川駅・新白島駅・五日市駅・天神川駅・西広島駅・新井口駅、アストラムラインの大門駅・中筋駅・上安駅・大塚駅、広島港）

(4) 調査方法

① 路上喫煙調査

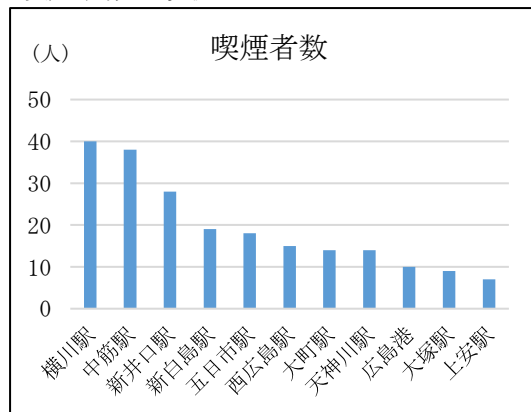
本市が指定した地点において、平日と休日の2回、午前6時から午後8時までの間の通行人数と路上での喫煙者（立ち止まっただけの喫煙及び歩行喫煙）の人数を調査

② ばい捨て量調査

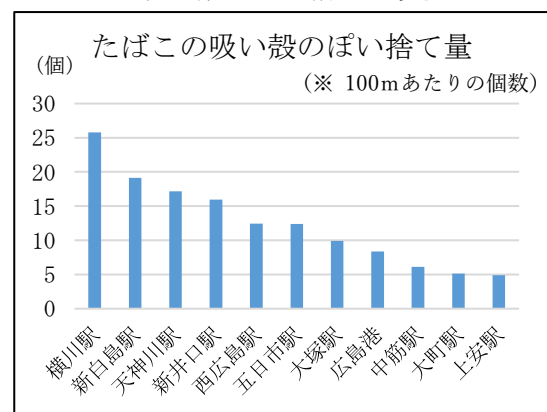
本市が指定した範囲内の道路や広場等の公共の場所において、平日と休日の2回、ばい捨てされたごみの種類と量を調査

(5) 調査結果

① 喫煙者数の状況（平日＋休日）



② たばこの吸い殻のばい捨て量状況（平日＋休日）



2 市民等からの苦情等の状況について

令和2～5年度に当課に寄せられた喫煙に係る苦情件数は、以下のとおり。

場 所	横川駅	大塚駅	西広島駅	その他
苦情件数	47	29	2	0

- ↓
- (主な内容)・駅前広場のバス停付近での喫煙や吸い殻のばい捨てに困っている
・駅隣接のアーケード内での喫煙に困っている
・小学校の通学路でもある道路上での喫煙に困っている など

3 調査結果等を踏まえた課題整理や対策の検討について

(1) 優先的に検討を行う地域

実態調査の結果や本市に寄せられている苦情等を踏まえ、まずは、横川駅周辺における課題整理や対策の検討を進める。

なお、その他の地域は、横川駅周辺における検討方法や対策の実効性等の状況を踏まえた上で、必要に応じ、対策等について検討を行う。

(2) 横川駅周辺における対策の検討方法

本懇談会での議論を踏まえ進める本市の喫煙対策との整合性等を図りつつ、地元団体等からの意見等を取りまとめ、自助・共助・公助の適切な組み合わせによる、実効性のある対策の検討を行うものとする。